

## 地域環境保全タイプの留意事項について（案）

このことについて、佐賀森林山村対策地域協議会で下記のように定めたので事業の実施に当たっては留意すること。

### 1 地域環境保全タイプの竹林整備と侵入竹除去について

竹林整備の国の交付金は、原則1年目は竹林整備28.5万円とし、2年目以降は里山林保全又は、森林資源利用タイプ12万円で対応するものとする。

また、タケノコ生産のための竹林整備と侵入竹の除去では整備の方法が相違するので標準的な作業例を示すと以下のとおり。

#### (1) タケノコ生産のための竹林整備方法

- ①1年目：概ね2000本/haになるように抜き切り
  - ②2年目：2000本/haのうち古い親竹1/5程度を伐採し、その分タケノコを残し親竹とする
  - ③3年目：2年目と同じ繰り返し、以降この繰り返し
- \*モニタリングの目標は、2,000本/ha又は、活動組織が目指す本数

#### (2) 侵入竹の除去方法

- ①1年目：全部伐採
  - ②2年目：タケノコ時に鎌などで伐採、または若竹時に伐採（養分を地下茎にためない）
  - ③3年目：2年目と同じ（地下茎に養分をためないようにする）
- \*除草剤などを散布することもある  
侵入竹除去の場合は、モニタリングの目標を0本とすること

### 2 地域環境保全タイプの里山林保全活動の雑草木の除去、刈払いについて

人工林（スギ、ヒノキ）と雑木林（広葉樹林）では雑草木の除去は相違

#### (1) 人工林での雑草木の除去、刈払いについて

原則として、概ね10年生以上のスギ・ヒノキ林での雑草木の除去は、同一箇所では1年目のみ除伐として交付金を交付し、2年目以降は雑草木の除去は認めない。（間伐対象林齢に達したスギ・ヒノキ林での雑草木の除去は、2年目に間伐を実施する場合の安全確保のための作業と位置付ける。このため、2年目は間伐を行うことで、同一箇所でも2年間の作業を認めるものとする。）

- \*除伐のモニタリングは1m以上の雑木、枯損木等の本（株）数とし目標は0本  
\*間伐のモニタリングは相対幹距比 又は間伐率

また、人工林内にサカキなど花卉類等を植栽した場合、下草刈りとして2年間は、実施できるものとする。（この場合、タイプは里山林保全タイプで実施すること。植栽1年目、下草刈り2～3年目）

- \*下草刈りのモニタリングは、対象木以外の雑草木の被覆率とし目標は0%

人工林における標準的な作業の事例を示すと以下のとおり。

- ①人工林（植栽後5年以内）：下草刈りは必要
- ②人工林（植栽後6年以上）：成長の程度によっては下草刈りが必要
- ③人工林（10年生以上）：原則、下草刈りは不要、つるきり、除伐など
- ④人工林（20年生以上）：間伐など

(2) 広葉樹林での雑草木の除去、刈払い

- ①クヌギやケヤキなど植栽した広葉樹林は上記の人工林と同じ
- ②天然性の広葉樹林（シイ、カシ林）の整備は、整備の目的を明確（下層植栽がないなど荒廃しており多面的な機能を発揮させるために抜き切り等を行うなど）にしたうえで、原則1年のみ認めるものとする。

\*抜き切りのモニタリングは相対幹距比の増 又は 5 cm以上の広葉樹の本数や胸高断面積の減などとし目標は組織で決定

3 令和元年度からの新たな取扱（4年目以降の取扱）

同じ場所で同じ活動は4年目以降の活動は認めない。

例えば1期目（3年間 H28～H30）地域環境保全タイプで里山保全として雑草木の刈り払い

2期目（3年間 R1～R3）地域環境保全タイプで里山保全として間伐の活動

上記の例は、認めない。